



平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援 事業費補助金

Ⅱ. 設備単位 公募要領

2019年5月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及びSIIが定める「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表(個人・個人事業主を除く。)することがあります。

1. 事業概要

1. 1	事業名称	9
1. 2	事業目的	9
1. 3	予算額	9
1. 4	補助対象事業	9
1. 5	補助対象事業者	10
1. 6	補助対象設備	15
1. 7	補助対象経費	16
1. 8	申請単位	17
1. 9	補助率及び補助金限度額	18
1. 10	補助事業期間	18
1. 11	その他	18
1. 12	事業全体スケジュール	19

2. 交付申請～採択

2. 1	公募	23
2. 2	交付申請	23
2. 3	申請の手続代行	24
2. 4	交付申請時の提出書類	25
2. 5	書類提出先と締切日	27
2. 6	交付決定前の変更	28
2. 7	審査	28
2. 8	交付決定	29
2. 9	公表	29

3. 事業開始～完了

3. 1	補助事業の開始	31
3. 2	交付決定後の計画変更等	31
3. 3	中間報告	31
3. 4	中間検査	32
3. 5	実績報告及び補助金の確定	32
3. 6	精算払請求書及び補助金の支払い	32
3. 7	取得財産等の管理	32
3. 8	補助事業の成果報告	33
3. 9	交付決定の取消し、罰則等	33

4. 提出書類の作成例

交付申請書類の作成例	35
------------	----

5. 資料

別表1	補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表	53
資料1	日本標準産業分類	66

全体概要

別冊参照			
事業区分	Ⅰ.工場・事業場単位		
	(a)省電力設備導入事業	(b)エネマネ活用事業	
申請要件	省電力設備への更新、改修等、EMSの新設により、 電力使用量を 10%以上削減 する事業	(a)の事業に加えて、 SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省電力化を図り、 EMSの制御効果と省電力診断等による運用改善効果により、 電力使用量を 2%以上削減 する事業	
その他の申請要件	・投資回収年が5年以上の事業が対象です。 ・既存の電力使用設備を高効率の電力使用設備に更新する事業を対象とします。ただし、単年度事業に限ります。※3 ・トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器のみを補助対象とします。		
補助率	中小企業者等 ※1	1/3以内	1/2以内
	大企業 (みなし大企業を含む) ※2	1/4以内	1/3以内
補助対象経費	設計費、設備費、工事費		
補助金限度額	【上限額】1事業当たり 15億円 【下限額】1事業当たり 100万円		

※1 中小企業者等とは、中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く）、個人事業主及び会社法上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人。

※2 大企業とは、中小企業者等以外の法人。

※3 複数年度事業、原単位改善を行う事業、連携事業、年度またぎ事業の場合は、省エネ補助金（I. 工場・事業場単位）で申請してください。

本紙で説明		
Ⅱ.設備単位		
既設設備を 一定以上の省電力性能の高い設備に更新することで、 電力使用量を 10%以上削減 する事業		
対象設備		① 高効率照明 ② 高効率空調 ③ 産業ヒートポンプ ④ 業務用給湯器 ⑤ 高性能ボイラ ⑥ 低炭素工業炉 ⑦ 変圧器 ⑧ 冷凍冷蔵設備 ⑨ 産業用モータ
補助率	中小企業者等 ※1	1/3 以内
	大企業 (みなし大企業を含む) ※2	
補助対象経費		設備費のみ
補助金限度額		【上限額】1事業当たり 3,000万円 【下限額】1事業当たり 30万円

1. 事業概要

1. 事業概要

1.1 事業名称

平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金

1.2 事業目的

本事業は、事業者が計画する電力需要の低減に資する機器及び設備の導入(以下「補助事業」という。)に要する経費を補助することにより、各部門の省電力を推進することで、電力系統の負荷を低減し、もって、効率的に電力需給構造の強靱化を図ることを目的とする。

1.3 予算額

約91億円

※ 上記の予算額は「Ⅰ.工場・事業場単位」と「Ⅱ.設備単位」を合わせたものである。

※ 公募における交付申請額の合計額が予算額を超える場合には、総合評価の結果、不採択となることがある。

1.4 補助対象事業

本補助金の交付の対象となる事業は、以下の要件を全て満たす事業であること。

- ① 国内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場等(以下「事業所」という。)において、現在使用している設備を本事業で定められたエネルギー消費効率等の基準を満たす補助対象設備に更新する事業であること。

※ 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする。

※ 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備は対象外とする。

※ 既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合は対象外とする。

※ 故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業は対象外とする。

※ 専ら居住を目的とした事業所における設備更新は対象外とする。

- ② 既存設備を補助対象設備へ更新して、電力使用量を10%以上削減する事業であること。

※ 計画省電力量及び計画省電率については20ページを参照すること。

- ③ 既存設備及び導入予定設備がいずれも電力のみを使用する事業であること。

※ 既存設備及び導入予定設備のいずれかの設備が電力以外のエネルギーを使用する場合は、「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)」(以下「省エネ補助金」という。)において申請が可能。

⇒詳細は、次ページを参照すること。

1. 事業概要

➤ (参考) 申請パターン

申請できる補助金は下表で確認すること。

	事業内容		申請できる補助金	
	既存設備の使用 エネルギー種別	導入設備の使用 エネルギー種別	工場・事業場 単位	設備単位
①	電気	電気	省電力補助金	省電力補助金
②	電気	電気以外	省エネ補助金	省エネ補助金
③	電気以外	電気	省エネ補助金	省エネ補助金
④	電気以外	電気以外	省エネ補助金	省エネ補助金
⑤	①及び②～④のいずれかの複合		省エネ補助金	原則として、省電力補助金と省エネ補助金に分けて申請

省エネ補助金は、「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)」のことをいう。
省電力補助金は、「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金」のことをいう。

1. 5 補助対象事業者

本補助金の交付申請をする者(以下「申請者」という。)は、以下の要件を全て満たすこと。

① 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること。

※個人事業主は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出すること。

※下記に該当する事業者は設立の認可証を提出すること。

- ・ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

② 本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

※直近の年度決算において債務超過の場合は対象外とする。

- ③ 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その設備の処分制限期間、継続的に使用する者であること。
※ 導入設備の所有者と使用者が異なる場合、導入設備の所有者と使用者が共に補助対象事業者となり、共同申請を行うことを原則とする。
※ 導入設備の所有者と使用者が異なる場合の申請については13ページを参照すること。
- ④ 本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る者であること。
- ⑤ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ 補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者(注)を契約の相手方とすることは原則できない。
(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
(注) http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ⑥ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと。
- ⑦ 事業完了後にデータ取得を開始し、1か月間分の省電力量の実績値を基に1年分の省電力量を算出し、事業完了後90日以内に成果報告を行う事業者であること。
※ 省電力量の成果報告の実績が、交付決定時の計画省電力量に対して未達の場合、支払い済みの補助金の返還を求める場合がある。
※ 成果報告については33ページを参照すること

➤ 中小企業者・みなし大企業・中小企業者等・大企業について

本事業においては中小企業者、みなし大企業、中小企業者等、大企業を以下の通り定義する。

【中小企業者】

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 業種の類型については、日本標準産業分類第13回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて(http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)を参照のこと。

※ 資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。

※ 但し、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業(注)が所有している中小企業者。
- ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を複数の大企業(注)が所有している中小企業者。
- ・ 大企業(注)の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

(注)大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。但し、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

【中小企業者等】

中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人。

【大企業】

中小企業者等以外の法人。

➤ 共同申請に該当するケース

【導入設備の所有者と使用者が異なる場合】

(1) ESCOを利用する場合

- ESCOを利用する場合は、シェアード・セイビングス契約に限る(ギャランティード・セイビングス契約等は対象外)。
- 設備使用者とESCO事業者は共同申請を行い、原則ESCO事業者は1申請につき1社とする。
- 導入による省電力量がESCO事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とする。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による設備購入とESCO事業者による設備購入を併用しないこと。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。

※ 地方公共団体等が実施する公募型ESCOにおいて、既に公募が行われ、公正な審査によりESCO事業者及び導入する設備が選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積は課さない。

(2) リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等は共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
 - リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)を提示すること。
 - 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
 - リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
 - 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。
- なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

▶ 共同申請に該当するケース

(3) バルクリースを利用する場合

- バルクリースとは、複数事業者の事業所において、既存設備を一括して高効率設備へ更新することにより、初期投資額を低減させ、その低減効果を活かしつつリースを実施する手法のことをいう。本事業におけるバルクリースの要件は以下の通りとする。
 - ① 複数事業者の4以上の事業所において、同一のバルクリースを活用した事業であること。
 - ② バルクリースを行う事業所の4／5以上が中小企業者等の事業所であること。なお、バルクリースにおいては「みなし大企業」に該当する場合であっても「中小企業者」として取り扱う。
 - ③ 複数の事業所において一括して設備更新を行うことにより、価格低減効果を生むこと。
- バルクリースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等の共同申請とし、バルクリースの取りまとめを行うリース事業者等が一括して申請を行うこと。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)、価格低減効果の説明資料(A.設備費における効果、B.工事費における効果、C.その他経費における効果)、バルクリースの実施体制図を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。
 なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

バルクリースのお問い合わせ先

バルクリースを活用するリース事業者等は、予めSIIへ連絡し、申請手続きについて指示を受けること。

<連絡先>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金 設備単位 お問い合わせ窓口

TEL:0570-055-122 (ナビダイヤル)

※ IP電話からの問い合わせ TEL:042-303-4185

<受付時間:10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

➤ 共同申請に該当しないケース

【導入予定設備の所有者と使用者が異なる場合】

- ・ 建築物の所有者が設備の設置を行い、店子はその設備を使用する場合は、建築物の所有者が申請者となり、店子との契約書等の写しを提出すること。
- ・ 申請者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)を提出すること。
- ・ 申請者が店子(A)であり、かつそのエネルギー管理単位の管理下に他のエネルギー使用者(B、C…)を含む場合は、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C…)との契約書等の写し及び建築物の所有者の設備設置承諾書を提出すること。

1.6 補助対象設備

補助対象設備は、以下の設備区分に該当する設備であって、SIIが定める基準値を満たす省電力性能を有する設備であり、以下の①から⑤の要件を全て満たすこと。

※ 基準値は、別表1「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」(53ページ以降)を参照すること。

- | | | |
|----------|----------|------------|
| ・ 高効率照明 | ・ 高効率空調 | ・ 産業ヒートポンプ |
| ・ 業務用給湯器 | ・ 高性能ボイラ | ・ 低炭素工業炉 |
| ・ 変圧器 | ・ 冷凍冷蔵設備 | ・ 産業用モータ |

- ① 更新前後で使用用途が同じであること。
- ② 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
- ③ 中古品でないこと。
- ④ 電力消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること。
※ 省電力効果を伴う機能やオプション又は付帯設備は、一体不可分の設備として出荷されるものは対象となる場合がある。
- ⑤ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

1.7 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象設備に係る設備費のみとし、原則3者以上による価格競争等を実施した結果による最低価格を上限とする。

※ 設備の設置に伴う配線や配管、可分のオプション設備等は対象外とする。補助対象設備毎の対象となる付帯設備の範囲は、別表1「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」(53ページ以降)を参照すること。

(注1) 交付決定が行われる前に係る経費(事前調査費等)や契約・発注行為に係る経費は全て対象外とする。

(注2) 下表に掲げる経費は補助対象外とする。

【補助対象外となる経費】

設計費	補助事業の実施に要する設計費等の経費
運搬費	導入する設備又は除却する設備の運搬費等の経費
撤去費・廃棄費用	既存設備等の撤去費用、除却又は廃棄に要する経費
据付費・工事費	導入する設備の設置に要する据付費や工事費等の経費
材料等経費	設備以外の材料等の経費(配線、配管等)
諸経費・その他経費	会議費等の諸経費、交付決定前に要した経費
消費税・地方消費税	消費税法に定める消費税・地方消費税

※ 上記以外の経費についても、SIIが補助対象外と判断する場合がある。

➤ 自社調達を行う場合の扱い(利益等排除の考え方)

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上する。

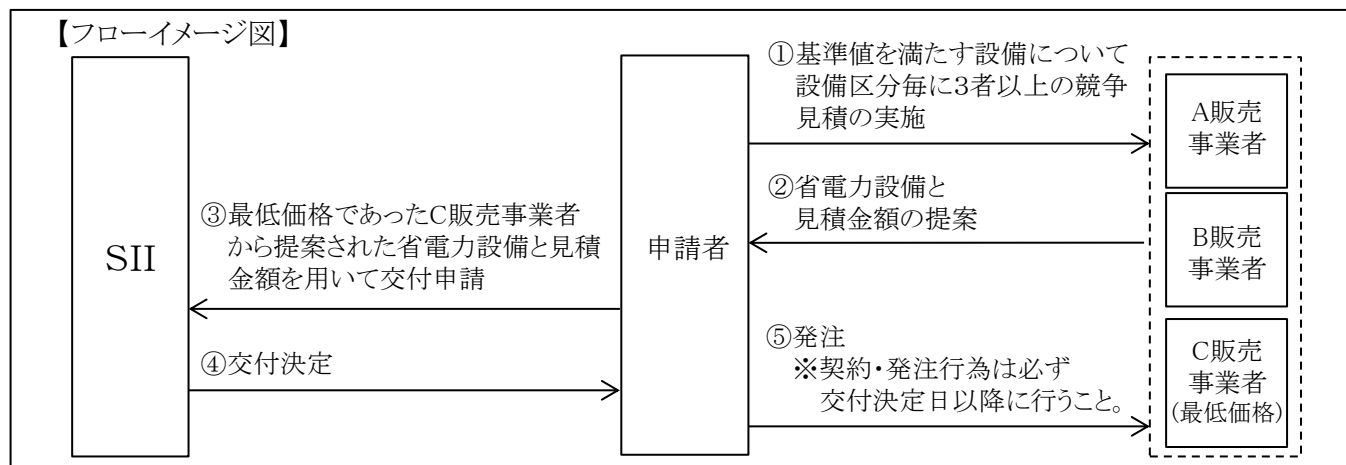
※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

1. 事業概要

【見積取得に当たっての留意事項】

- ※ 交付申請時に有効な見積書であること。
- ※ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。
- ※ 原則として、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと。（仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。）
- ※ 見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること。
- ※ 見積条件を統一していない等、適正な価格競争が実施されていないと判断した場合、見積書の再提出を求めることがある。
- ※ 交付申請に当たっては、補助対象経費が最低価格であった販売事業者の見積金額を用いて交付申請を行うが、交付決定を受けた補助対象設備の発注は、競争見積を行った3者であれば、いずれの販売事業者でも可とする。

【フローイメージ図】



1.8 申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請すること。

➤ エネルギー管理を一体で行う事業所単位とは

事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している事業所の単位のことをいう。

- ※ 省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合、定期報告書内の事業所単位で申請すること。
- ※ 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること。
- ※ エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者が共同申請とすること。（共同申請については13ページを参照。）

➤ 他の国庫補助金との重複

- 本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。
- 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に問い合わせのこと
- 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が決定された場合、速やかにSIIに連絡すること。

1. 9 補助率及び補助金限度額

補助率は、補助対象経費の3分の1以内とする。

補助金額の上限額及び下限額は、以下の通りとする。

上限額:1事業当たり 3,000万円

下限額:1事業当たり 30万円

※ 補助金下限額未満の事業は対象外となる。

※ 補助対象経費に補助率を乗じた補助金額が上限額を超える場合は、上限額の範囲内で申請すること。

※ 補助金額は、小数点以下(1円未満)は切り捨てること。

1. 10 補助事業期間

① 事業開始日

交付決定日を事業開始日とする。

※ 契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

② 事業完了日及び実績報告書提出期限

- 導入された設備を検収の上、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とする。

- 補助事業は、原則2020年1月31日(金)までに完了させること。

※ 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

- 実績報告書は、事業完了日から30日以内又は2020年2月12日(水)のいずれか早い日までに提出すること。

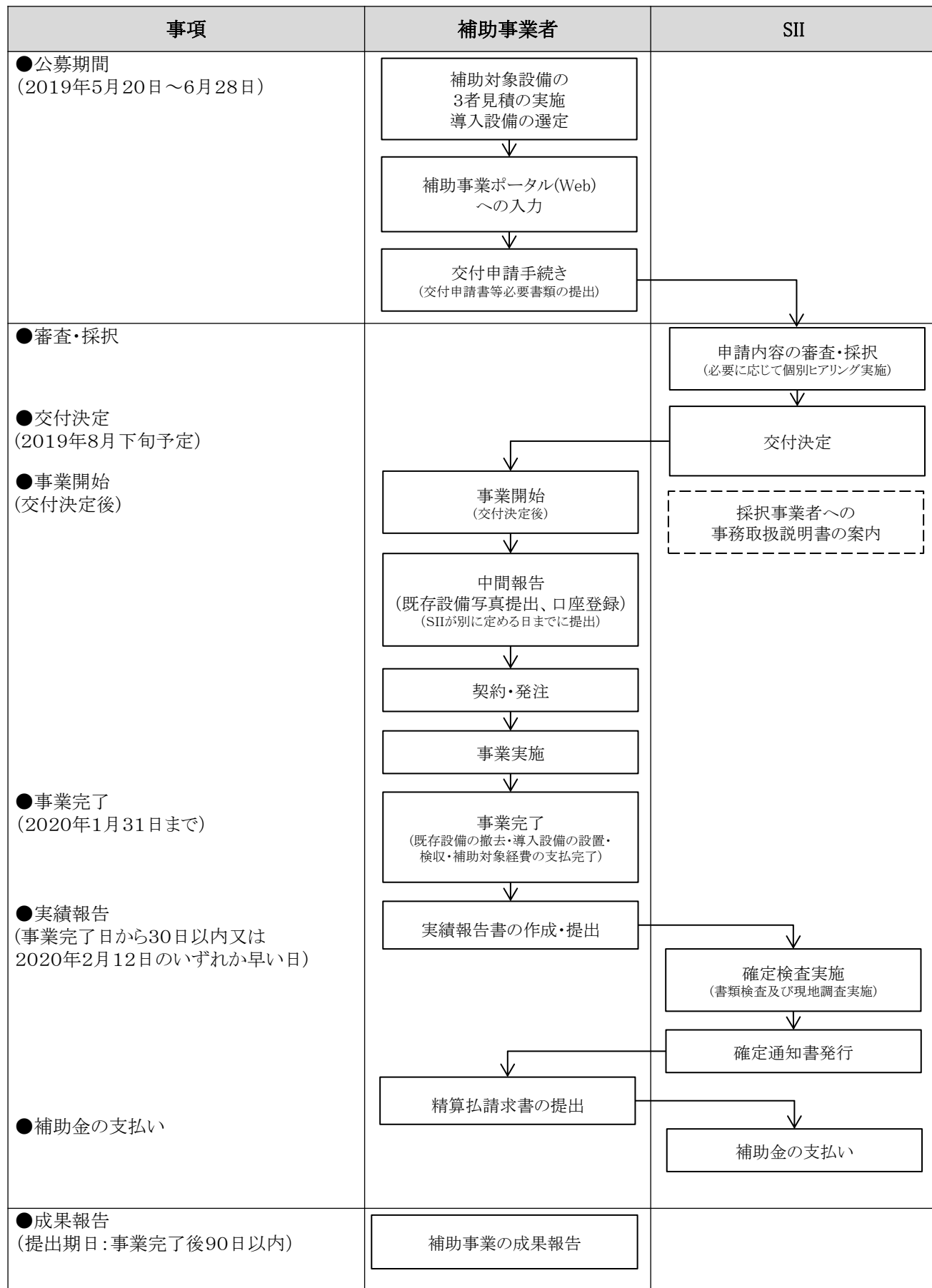
1. 11 その他

導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合、必ず協力すること。

1. 事業概要

平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金

1.12 事業全体スケジュール



省電力性能、計画省電力量、計画省電率

(1) 補助対象設備の省電力性能

別表1「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」(53ページ以降)に記載された基準値を満たす省電力性能を有する設備を選定すること。

(2) 補助事業の計画省電力量・計画省電率

「計画省電力量(kWh/年)」及び「計画省電率(%)」は、以下により算出すること。

① 計画省電力量(kWh/年)

計画省電力量とは、対象となる設備の更新前後の毎月の電力使用量の差分の年間合計量に裕度(安全率)を乗じたものとする。

※ 計画省電力量は、実態に応じた計算とし、計算誤差等を考慮した裕度を設定して設備区分毎に計算すること。

※ 同時に複数設備を導入する場合は、設備区分毎の計画省電力量を合算し、事業全体の計画省電力量を計算すること。

※ 計画省電力量の積算に当たっては、更新前後の負荷率・稼働時間は一定とし、減産又は稼働時間を減らすことによる省電力量を計算に入れないこと。

② 計画省電率(%)

計画省電率とは、計画省電力量を既存設備の更新前の年間電力使用量で除したものとする。

※ 設備区分毎に、当該設備区分に係る計画省電力量を基に年間の計画省電率を示すこと。

※ 同時に複数設備を導入する場合は、設備区分毎の計画省電力量を合算し、事業全体の計画省電率も計算すること。

2. 交付申請～採択

2. 交付申請～採択

2.1 公募

① 補助事業の公募

SIIは、一般公募を行う。

SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)に公募関連情報を随時公表する。

② 公募期間

2019年5月20日(月)～6月28日(金) 17時(必着)

2.2 交付申請

- 申請者は、事業実施の確実性や予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討の上で申請を行うこと。
 - 申請者は、SIIホームページにてアカウント登録し、電子メールで補助事業ポータルアカウント情報(ID、パスワード)を取得すること。
 - 当該アカウントを用いて補助事業ポータルにログインし、必要事項を入力して申請書類を作成の上、全ての申請書類を「一般社団法人環境共創イニシアチブ」宛てに郵送すること。(郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。宛名については27ページ参照。)
- ※ 補助事業ポータルに入力する内容は申請書類の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合がある。

交付申請の手順

公募要領の確認

- 公募要領の内容を確認。
※ 各種補足資料(SIIホームページに掲載)も併せて確認のこと。

計画立案・設備選定

- 実施事業の計画を立案。
※ 3者以上による価格競争等を実施すること。
※ 見積書(3者分)、カタログ等の添付書類を用意すること。

アカウントの登録

- SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)でアカウント登録。
※ 登録から数日以内に、メールでアカウント情報(ID、パスワード)が届く。

ポータルにログイン

- メールで通知されたURLにアクセスし、補助事業ポータルにログインする。

ポータルに入力

- 申請に必要な情報を補助事業ポータルに入力。

書類の出力

- 入力した情報を確認の上、書類作成機能から申請書類を出力。
※ 自由書式の書類は別途作成すること。
※ 添付書類を取り揃えること。
※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るので留意すること。

書類の郵送

- 「2.4 交付申請時の提出書類」(25ページ)に則り、必要書類をファイリングしてSIIに郵送。

2. 交付申請～採択

2.3 申請の手続代行

申請者は、交付申請前に3者以上の見積依頼・競争入札で選定した設備販売事業者を、手続きの代行者とすることができる。

※ 手続代行者は、申請者から依頼された手続き代行について、善良な管理者の注意をもって間違いや不備のないように手続き代行を行うこと。

※ 手続代行者は、SIIや申請者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。なお、必要に応じて、SIIより申請者へ連絡することがある。

【手続代行の対象書類】

- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業事故報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 精算払請求書
- ⑦ 補助事業年度末実績報告書
- ⑧ 補助事業承継承認申請書
- ⑨ 補助事業成果報告書
- ⑩ その他SIIが指示する手続き

（手続代行者の責務及び不正行為に対する措置）

- ・ 手続代行者は、手続きに当たって申請者から提供され、又は知り得た情報について、他用途転用の禁止等の営業秘密を保持すること。
- ・ SIIが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために手続代行者に対して協力を求めた場合は、これに応じること。
- ・ 手続代行者が手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、SIIは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、SIIが実施する全ての補助金について一定期間の手続代行の停止や、当該手続代行者の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

2. 4 交付申請時の提出書類

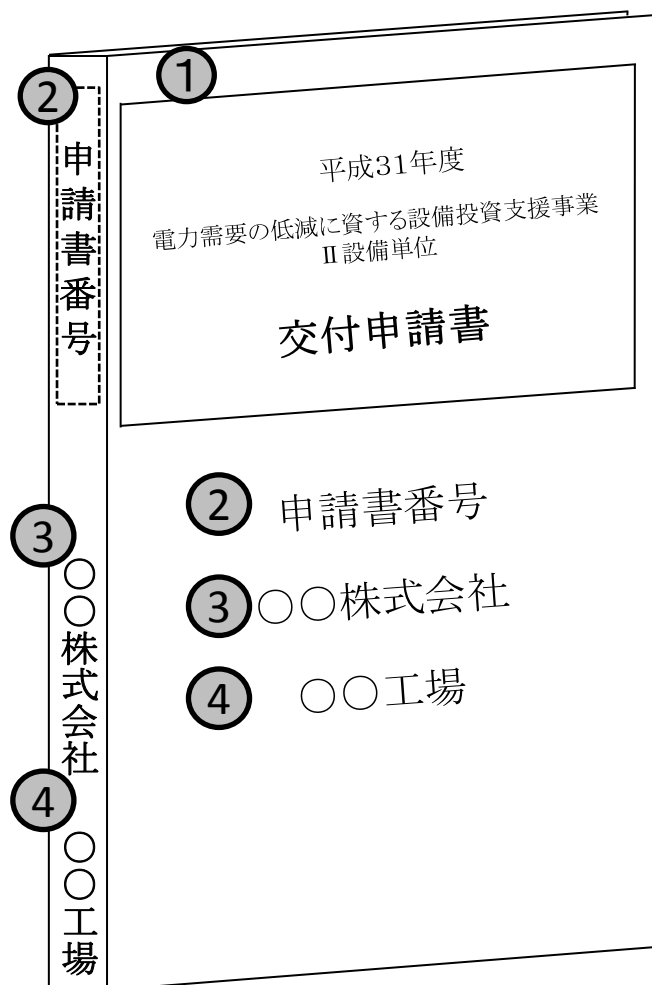
「●」は全ての申請で提出が必須。
「○」は該当する申請のみ提出が必要。

文書番号	書類名称	必要書類	指定/自由	備考
様式第1	交付申請書(かがみ)	●	指定	押印された原本を提出すること。
様式第1	交付申請書(2枚目)	●	指定	
別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	●	指定	
別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●	指定	
別紙3	役員名簿	●	指定	
1-1	実施計画書	申請総括表	●	指定
1-1(別紙1)		事業者情報	●	指定
1-1(別紙2)		手続代行申請書	○	指定 押印された原本を提出すること。
1-1-2		資金調達計画	●	指定
1-1-3		事業実施に関連する事項	●	指定
1-2		省電力計算(総括表)	●	指定
1-3		電力使用量計算書(設備毎/導入予定設備)	●	指定
1-4		電力使用量計算書(設備毎/既存設備)	●	指定
1-5		発注区分表	●	指定
1-6		導入設備一覧	●	指定
1-7		見積金額一覧表	●	指定
1-8		見積書(3者分)	●	自由
添付1	会社情報	●	自由	・ 会社のパンフレット等を添付し「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる該当ページに付箋を貼り、該当する箇所にマーキングすること。 ※地方公共団体は提出不要。 ・ 中小企業団体等(10ページ 参照)は認可証の写しを提出のこと。
添付2	決算書	●	自由	直近1年分の単独決算の貸借対照表を添付すること。 ※地方公共団体は提出不要。
添付3	株主等一覧表	○	指定	中小企業者の場合は、添付のこと。
添付4	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書) ※写しも可	●	自由	発行から6か月以内のもの。 ※個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを添付のこと。 ※地方公共団体は提出不要。
添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本 (全部事項証明書) ※写しも可	●	自由	発行から6か月以内のもの。 ※地方公共団体は提出不要。 ※建物登記簿謄本が2部以上の場合は、位置関係を示す地図を提出すること。
添付6	設備設置承諾書	○	指定	申請者が店子(設置場所の所有者以外)の場合は、建築物の所有者の承諾書を添付のこと。
添付7	リース契約内容申告書	○	指定	リースの場合は、添付のこと。 なお、押印された原本を提出すること。
添付8	対象設備に関するリース料金計算書	○	指定	リースの場合は、添付のこと。
添付9	ESCO契約書(案)	○	自由	ESCOの場合は、添付のこと。
添付10	ESCO料金計算書	○	自由	ESCOの場合は、添付のこと。
添付11	設備の製品カタログ/設備の仕様書	○	自由	SIIに登録されていない型番を申請する場合は、見積を取得した設備メーカーの製品カタログ、又はメーカー発行の仕様書を添付し、基準値を満たしている事が確認できる該当ページに付箋を貼り、マーキングすること。
添付12	省電力量独自計算書	○	自由	独自計算にて省電力計算を行う場合は、計算過程と計算結果を記載した資料、計算に使用したデータの根拠資料を添付のこと。
添付13	バルクリース申告書	○	指定	バルクリースを活用する場合は、予めSIIに連絡の上、本書類を添付して申請すること。

2. 交付申請～採択

平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金

◇ ファイリングの参考例



【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用

・ 申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ、ハードタイプ)で綴じ、表紙には下記の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 申請書番号(※)
- ③ 事業者名
- ④ 事業所名

背表紙には下記の項目を記入すること。

- ② 申請書番号(※)
- ③ 事業者名
- ④ 事業所名

※ 補助事業ポータル入力時に発番される。

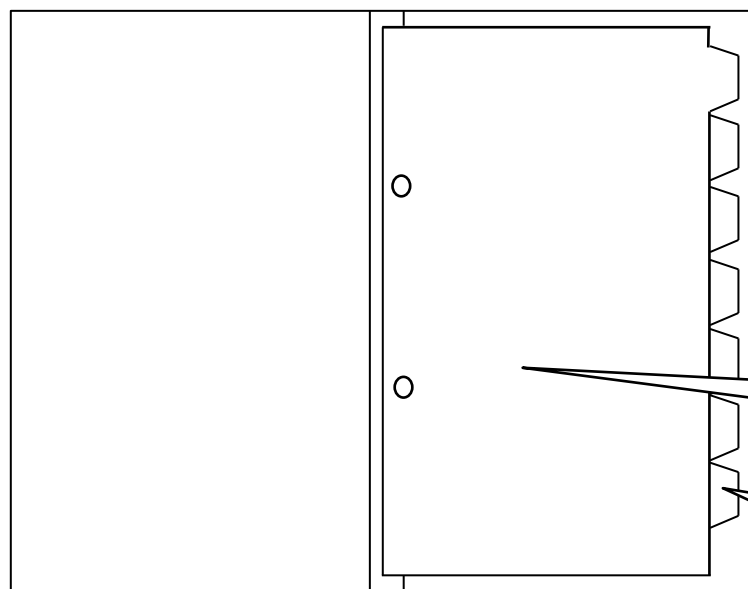
- ・ ファイルは、中身の書類に応じた厚さにすること。
- ・ 全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- ・ 袋とじは不可。
- ・ 書類のホチキス留めは不可。
- ・ **見積書以外は全て原本を取り揃えて申請書類一式をファイル化して申請すること。**

なお、申請者は提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。

【ファイリングの方法】

- ・ 各書類の最初には、該当する書類の文書番号と書類名称(25ページ「2-4.交付申請時の提出書類」参照)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入する。(書類自体にはインデックスをつけない)

例) 申請総括表は「1-1 申請総括表」と記載する



各書類間に
中仕切りをつける

インデックス
(25ページの文書番号と
書類名称)を記入

2.5 書類提出先と締切日

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し、申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を2019年6月28日(金)17時までに提出(必着)すること。

※ SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためのみ利用し、申請者の秘密は保持する。

※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。

※ 申請書類は、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること(直接持ち込みは不可)。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。

※ 郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。

※ 申請書類は返却しないため、必ず提出書類全ての写しを控えておくこと。

※ 「Ⅰ.工場・事業場単位」と「Ⅱ.設備単位」は郵便私書箱の番号と郵送宛先が異なるため注意すること。

《書類提出先》

〒115-8691

赤羽郵便局私書箱23号

一般社団法人環境共創イニシアチブ
事業第1部

「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金 Ⅱ.設備単位」

交付申請書在中

※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。

※ 郵送時は、必ず赤字で「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金 Ⅱ.設備単位 交付申請書在中」と記入のこと。

《お問い合わせ先》

一般社団法人環境共創イニシアチブ

「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金 Ⅱ.設備単位」の
補助金申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:0570-055-122 (ナビダイヤル)

※ IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-4185

受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

ホームページ: <https://sii.or.jp/>

2. 交付申請～採択

2.6 交付決定前の変更

交付申請を行った後、交付決定を受ける前に、以下の変更が生じた場合には必ずSIIへ変更届を提出すること。変更が生じた場合は、変更届を提出する前に予めSIIに問い合わせて指示を受けること。

変更する内容	書類の名称	手続き
① 代表者が変わるとき	代表者変更届	所定書類の提出
② 事業者名が変わるとき	補助事業者名変更届	
③ 住所が変わるとき	住所変更届	

2.7 審査

SIIは、補助事業の内容等について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)。SII内に設置した有識者で構成される外部審査委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、採択者を決定する。

① 審査項目

- ・ 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- ・ 導入する省電力設備が設備区分毎に定められた基準値を満たしていること。

② 評価項目

- ・ 計画省電力量
- ・ 計画省電率
- ・ 経費当たり計画省電力量(補助対象経費1千万円当たりの計画省電力量)
- ・ 中小企業者、個人事業主及び中小企業団体等(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会)の省電力事業

③ 採択方法

採択者の決定に当たっては、設備区分毎に相対評価を行い、全設備区分を統合した上で、上位者から予算の範囲内で採択を行う。

なお、複数の設備区分の申請の場合、申請された全設備区分の相対評価の平均を用いる。

④ 留意事項

- ・ 提出書類に不備・不足等がある場合、SIIから不備・不足を指摘する不備通知の郵送、又は連絡を行う。連絡を受けた申請者は、速やかに当該不備・不足を解消すること。
- ・ 当該不備等が解消されない場合、審査の対象外とすることがある。
- ・ 交付決定前に既に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は対象外となるため、設備等の契約・発注は必ず交付決定後に行うこと。

2.8 交付決定

SIIは採択事業者に対し、交付決定通知書の発送をもって、補助金の交付決定について通知する。(個別の問い合わせには応じられないので予め了承のこと。)

交付決定通知書を発送する際に、必要な手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。交付決定後は、その説明書に従って事業を実施すること。

2.9 公表

交付決定後、採択結果については事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIのホームページ等に掲載(個人又は個人事業主を除く。)する。但し、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

(法人インフォメーション)

交付決定等の内容は、国の法人インフォメーションにおいてオープンデータとして原則公開される。(法人番号のない者(個人、任意団体等)を除く。)

法人インフォメーション : <http://hojin-info.go.jp>

3. 事業開始～完了

3. 事業開始～完了

3.1 補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は、交付決定後に行うこと。
(交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはならない。)
- ※ 交付決定前に既存設備の事前撤去を行わざるを得ない場合は、公募開始前の撤去ではないことの証明として、申請書番号と撮影日を記載したA3用紙と既存設備が写った写真及び撮影位置を記載した図面等を必ず用意しておくこと。
- 契約・発注を行う導入設備は、交付決定を受けた設備と原則同一の設備とすること。
- 当該設備の契約・発注は、交付申請時に競争見積を取得した販売事業者と行うこと。

3.2 交付決定後の計画変更等

- 補助事業の内容を変更しようとする場合には、予めSIIの変更承認を得ること。
- 計画変更等についてSIIの承認を得ることなく、当初の事業内容と異なる事業を行っていた場合、補助金の支払いが認められない場合がある。
- 補助事業者は、補助事業の実施中に事業内容や計画を変更しようとする場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うこと。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。
- 補助事業の目的に沿わない変更等については、承認されない場合があるため、留意すること。

変更する内容	書類の名称	備考
① 補助事業の内容を変更したいとき	補助事業計画変更承認申請書	補助対象設備の仕様、数量、金額等を変更しようとするとき
② 事業完了が遅れると見込まれるとき	補助事業事故報告書	事前にSIIと連絡をとること
③ 代表者が変わるとき	代表者変更届	速やかにSIIへ連絡すること
④ 事業者名が変わるとき	補助事業者名変更届	
⑤ 住所が変わるとき	住所変更届	

3.3 中間報告

補助事業者は、SIIが別に定める期日までに、以下の手続きを行うこと。

① 既存設備写真の提出

補助事業者は、既存設備写真等の書類一式を一般社団法人環境共創イニシアチブ宛てに郵送すること(郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと)。

② 補助金振込口座の登録

補助事業者は、補助事業ポータル上で補助金振込口座の登録を行うこと。

※ 補助事業ポータルへの登録に当たっては、正確な情報を入力するよう留意すること。

3. 事業開始～完了

3. 4 中間検査

SIIは、必要に応じて事業期間中に現地調査を含む中間検査を行うことがある。

3. 5 実績報告及び補助金の確定

① 補助事業の完了

- 補助事業者が、導入された省電力設備等を検収の上、調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とする。
- 補助事業者は、原則2020年1月31日(金)までに補助事業を完了させること。
- 支払い条件は、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込等)とすること(割賦払いや手形払い等は不可)。

② 実績報告及び補助金の確定

- 補助事業者は、事業完了日から30日以内又は2020年2月12日(水)のいずれか早い日までに、補助事業ポータル上で必要事項を入力して必要書類を作成の上、全ての必要書類を揃えて、実績報告書及び補助事業の実施体制に関する資料をSIIに提出すること。
※実施体制に関する資料とは、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約(但し、税込み100万円以上の取引に限る。)をしている場合については、契約先の事業者名、住所、補助事業者との契約関係、契約金額及び契約内容を記述した資料を提出すること。
- SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知する。

3. 6 精算払請求書及び補助金の支払い

- 補助事業者は、SIIから確定通知書を受理した後、精算払請求書をSIIに提出する。
- SIIは、補助事業者から精算払請求書を受理した後、補助事業者に補助金を交付する。

3. 7 取得財産等の管理

- 補助事業者は、補助事業の完了後においても、本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- 取得財産等を処分制限期間内に処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書を提出の上、予めSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。

3.8 補助事業の成果報告

補助事業者は、事業完了後に設備の稼働状況等のデータを取得すること。事業完了後にデータ取得を開始し、1か月間分の省電力量の実績値を基に1年分の省電力量を算出し、事業完了後90日以内に成果報告を行うこと。

- ※ 省電力量の成果報告の実績が、交付決定時の計画省電力量に対して未達の場合や、データを取得していなかった場合は、支払い済みの補助金の返還を求める場合がある。
- ※ 導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合、必ず協力すること。

3.9 交付決定の取消し、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消し。
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4. 提出書類の作成例

交付申請書類の作成例

様式第1

交付申請書(かがみ)

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

様式第1

文書管理番号

2019年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤 池 学 殿

平成31年度電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金
交付申請書

電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金交付規程（S I I - C 2 - R - 2 0 1 9 0
4 0 1。以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金
等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、電力需要の低
減に資する設備投資支援事業費補助金交付要綱（20190227財資第3号制定）及び交付規
程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。



交付申請書類の作成例

様式第1

交付申請書(2枚目)

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
別添の「実施計画書」による。
4. 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費円

(2) 補助対象経費円

(3) 補助金交付申請額円
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙1）
6. 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額（別紙2）
7. 役員名簿（別紙3）
8. 補助事業の開始及び完了予定日
交付決定日～ 年 月 日



交付申請書類の作成例

別紙1

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

別紙1

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

【事業全体】				(単位 円)
補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の 交付申請額
I. 設計費				
II. 設備費				
III. 工事費				
消費税				
合計				



交付申請書類の作成例

別紙2

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

別紙 2

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位 円)

補助事業に 要する経費 の区分	補助事業に要する経費				
	第 1・四半期	第 2・四半期	第 3・四半期	第 4・四半期	計
I. 設計費					
II. 設備費					
III. 工事費					
消費税					
合計					



交付申請書類の作成例

別紙3

役員名簿

別紙 3

役員名簿

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

交付申請書類の作成例

No. 1-1

申請総括表

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

1-1 申請総括表

(事業者)他者

(事業所名称)

(実施場所)

(申請法人の業種)

(実施場所の業種)

(資本金)(従業員数)

申請内容	平成31年度電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金Ⅱ. 設備単位 代行申請：		
補助事業名			
補助事業概要			
導入予定設備区分			
事業完了予定日			
事業全体の省電力効果	省電率 %	省電力量 kWh/年	
経費当たり計画省電力量	(kWh) / (億円) = (kWh/億円) (kWh/千万円)		
法定耐用年数(処分制限期間)	年 (補助対象設備のうち最長の法定耐用年数/処分制限期間)		
ESCO・リース	ESCO契約期間 カ月	リース契約期間 カ月	
事業費(補助率：1/3以内)	補助事業に要する経費 (円) 補助対象経費 (円) 補助金申請額 (円)		
	設計費		
	設備費		
	工事費		
	消費税		
	計		



交付申請書類の作成例

No. 1-1(別紙1) 事業者情報

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

事業者情報

事業実施場所住所					
事業者	会社情報		主体となる事業者の場合のチェック		☐
	補助事業内での役割				
	会社名カナ				
	会社名				
	会社法人等番号				
	郵便番号				
	都道府県		市区町村		
	丁目・番地				
	代表電話番号				
	連絡先（管理担当）		主体となる管理担当者の場合のチェック		☐
	郵便番号				
	都道府県		市区町村		
	丁目・番地				
	建物名・部屋番号				
	部署名				
	役職				
	氏名カナ		姓	名	
	氏名		姓	名	
	電話番号		電話番号（内線）		
	携帯電話番号		FAX番号		
	メールアドレス				

みなし大企業に関する確認事項

下記のいずれかに該当する「みなし大企業」であるか ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。 ・ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者。 ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。	
---	--



交付申請書類の作成例

No. 1-1(別紙2) 手続代行申請書

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

2019年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 赤 池 学 殿

住所
会社名
代表者名 印

手続代行申請書

平成31年度電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金における手続代行者として、平成31年度電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金交付規程および公募要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

会社情報			
会社名カナ			
会社名			
会社法人等番号		代表電話番号	
連絡先（管理担当）			
郵便番号			
都道府県		市区町村	
丁目・番地			
建物名・部屋番号			
部署名			
役職			
氏名カナ	姓	名	
氏名	姓	名	
電話番号	電話番号（内線）		
携帯電話番号	FAX番号		
メールアドレス			



交付申請書類の作成例

No. 1-2

省電力計算（総括表）

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

1-2 省電力計算（総括表）

■事業による省電力量

	事業実施前 電力使用量 (kWh/年)	事業実施後 電力使用量 (kWh/年)	省電力量 (kWh/年)	裕度 %	計画省電力量 (kWh/年)	
					計	削減率
高効率照明						
高効率空調						
産業ヒートポンプ						
業務用給湯器						
高性能ボイラ						
低炭素工業炉						
変圧器						
冷凍冷蔵設備						
産業用モータ						
事業全体						



交付申請書類の作成例

No. 1-3

電力使用量計算書(設備毎/導入予定設備)

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

1 - 3 電力使用量計算書 (設備毎/導入予定設備)

設備区分					電力使用量合計		
No.	稼働 条件名	製品名	型番	台数	仕様 (出力・能力)	年間 運転時間	年間 電力使用量
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							



交付申請書類の作成例

No. 1-4

電力使用量計算書(設備毎/既存設備)

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

1 - 4 電力使用量計算書 (設備毎/既存設備)

設備区分					電力使用量合計		
No.	稼働 条件名	製品名	型番	台数	仕様 (出力・能力)	年間 運転時間	年間 電力使用量
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							



交付申請書類の作成例

No. 1-5

発注区分表

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

項番 1/1

1-5 発注区分表

	補助対象経費	補助対象外経費					(単位 円)	(単位 年)
	設備費 (税抜)	設備費 (税抜)	設計費 (税抜)	工事費 (税抜)	消費税	合計(税込)		最長の法定耐用年数 (処分制限期間)
費目合計								0

■内訳

No	設備区分	発注先	補助対象経費	補助対象外経費					(単位 円)	(単位 年)
			設備費 (税抜)	設備費 (税抜)	設計費 (税抜)	工事費 (税抜)	消費税	合計(税込)		最長の法定耐用年数 (処分制限期間)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										



交付申請書類の作成例

No. 1-6

導入設備一覧

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

1-6 導入設備一覧

設備区分							
No.	メーカー	製品名	型番	種別	性能区分	性能値1 性能値2	台数
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

「※」は、型番マスタを利用したことを示す。



交付申請書類の作成例

No. 1-7

見積金額一覧表

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

1 - 7 見積金額一覧表

補助事業名： _____

補助対象経費の合計が最も安価な販売事業者

設備区分

補助対象経費	設備費（税抜）	
補助対象外経費	設備費（税抜）	
	設計費（税抜）	
	工事費（税抜）	
	消費税	
合計（税込）		

■ 見積比較

見積取得先会社名			
補助対象経費合計 （税抜）			

☐ 特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼は行っていない。
（仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。）



4. 提出書類の作成例

平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金

交付申請書類の作成例

No. 1-8

見積書(3者分)

御見積書

交付申請者名になっているか。

〇〇工業株式会社 御中

補助事業名 : 高効率空調導入による省エネルギー事業

件名 : 電気式パッケージエアコンの導入

見積合計金額

総計 ￥ 4,374,000
 消費税(8%) ￥ 349,920
 御見積金額合計 ￥ 4,723,920

見積番号 : 12-3456

2019年 5月 27日

株式会社〇〇空調システム
 営業部
 共創 太郎

シ〇株
 ス〇武
 テ空
 ム調社

納期 : 2019年 9月 13日
 受渡条件 : 据付調整渡し
 御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い
 見積有効期限 : 見積後90日

販売事業者の社名が確認できる印が鮮明に押印されているか。

納期や見積有効期限は適正か。
 ※交付申請時点で有効な見積書であること。
 支払い条件が現金払いとなっているか。

補助対象経費と補助対象外経費毎に小計が記載されているか。

品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
1.補助対象経費					
設備費					
【製品名】●●社 NEWシリーズ ECOタイプ	N-ECO2016-KT				
室外機	RSLIM40	2	台	500,000	1,000,000
室内機 4方向天井カセット形	NEW-1500VH	10	台	200,000	2,000,000
パネル1 パネル Type1	LX-IBS88-I	5	個	30,000	150,000
パネル2 パネル Type2	LX-IBS88-H	5	個	30,000	150,000
リモコン ネオ・ホワイトティア	KT-LX-WT	10	個	30,000	300,000
分岐管 分岐管セットS	DD3155	2	式	2,000	4,000
小計				A	3,604,000
2.補助対象外経費					
部材費					
配線材・接続材		1	式	50,000	50,000
壁面取り付けブラケット	CCJ-023型	20	式	1,000	20,000
小計				B	70,000
工事費					
設置費		1	式	500,000	500,000
撤去費		1	式	300,000	300,000
値引き		-	-	-100,000	-100,000
小計				C	700,000
総計				A+B+C	4,374,000

3者分の見積があるか。

5. 資料

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

以下の設備区分毎の補助対象となる設備の範囲及び基準値は、下表の通りとする。

①高効率照明 ②高効率空調 ③産業ヒートポンプ ④業務用給湯器 ⑤高性能ボイラ

⑥低炭素工業炉 ⑦変圧器 ⑧冷凍冷蔵設備 ⑨産業用モータ

※ 下表の「対象範囲」の記載にかかわらず、SIIが過剰と判断した装備品は認められない場合がある。

①高効率照明

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
1-1.LED照明器具	灯具、光源、電源、レンズ、ルーバー、カバー・枠、ガード、取付具、リニューアルプレート、リモコン(コントローラ・調光器・人感センサ含む)
1-2.LEDダウンライト	
1-3.LED高天井用器具	
1-4.LED投光器	
1-5.LED防犯灯	

<備考>

工事を伴わない管球のみの交換は対象外とする。専用型非常用照明器具・誘導灯(階段通路誘導灯は除く)は対象外とする。

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値 (基準値1のA・Bいずれかを満たし、且つ基準値2を満たすこと)			
		基準値1			基準値2 演色性
		(基準A) 固有エネルギー消費効率	(基準B) 固有エネルギー消費効率と 付属機能		
1-1.LED照明器具 (下記1-2、1-3、1-4、1-5を除く)	昼光色・昼白色・白色	144lm/W以上	120lm/W以上	省エネルギー効果の 高い機能 (※1)があること	Ra80以上
	温白色・電球色	102lm/W以上	85lm/W以上		Ra80以上
1-2.LEDダウンライト (埋込穴300mm以下) ※「ダウンライト」とは、JIS Z 8113: 1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。	昼光色・昼白色・白色	114lm/W以上	95lm/W以上		Ra70以上
	温白色・電球色	96lm/W以上	80lm/W以上		Ra70以上
1-3.LED高天井用器具 (定格光束11,000lm以上) ※「高天井用器具」とは、JIS Z 8113: 1998 「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。	昼光色・昼白色・白色	156lm/W以上	130lm/W以上		Ra70以上
	温白色・電球色	102lm/W以上	85lm/W以上		Ra70以上
1-4.LED投光器	昼光色・昼白色・白色	105lm/W以上			Ra70以上
	温白色・電球色	90lm/W以上			Ra70以上
1-5. LED防犯灯	昼光色・昼白色・白色 温白色・電球色	80lm/W以上			Ra70以上

※1 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

	(つづき)
<備考> 1. LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 2. 性能区分に示す「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。 3. 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「高効率照明」に含まない。 4. 無電極照明器具は、上記基準のいずれかを満たす場合は補助対象とする。 5. 省エネルギー効果の高い機能は、機器に内蔵されている(一体型になっている)ものを対象とする。	
■その他の注意事項 - 光源色を複数もつLEDは、最大消費電力を示す光源色に対する基準を満たすこと。 11,000 lm未満のLED高天井用器具は、「LED照明器具」の基準を満たすこと。 LED照明器具、LEDダウンライト、LED投光器、LED防犯灯については、lmによらず各々の種別の基準を満たすこと。 - 直管形LEDランプも、「LED照明器具」の基準を満たしていれば補助対象とする。 ※ 既存の照明器具にG13直管LEDランプを使用する場合は、照明器具とLEDランプの組み合わせを間違えると火災等の問題が生じる可能性があるため、組み合わせには十分注意すること。また、バイパス工事等を行い、安全上の措置を行うこと。	

②高効率空調

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
2-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	室外機、室内機、リモコン(集中リモコン含む)、パネル、分岐管、アクティブフィルタ、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、防振架台、架台、高性能フィルタ、防雪フード、凍結防止ヒーター、ドレンアップキット
2-2.チリングユニット	チリングユニット本体(水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン(延長コード等含む)等を含む)、防振架台、架台、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む)
2-3.ターボ冷凍機	ターボ冷凍機本体、リモコン、防振架台、架台、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む) 【固定速機】電動機盤 【インバータ機】高圧インバータ盤、低圧インバータ盤、低圧インバータ用トランス盤

<備考>

冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

※ 基準値については次ページを参照。

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

➤ 対象設備の基準値(1/2)

種別	性能区分			基準値
				APF
2-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン)	店舗用 (複数組み合わせ形の もの及び下記以外のもの)	4方向カセット形	3.6kW未満	6.0 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	$6.0-0.083 \times (A-3.6)$ 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$6.0-0.12 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	$5.1-0.060 \times (A-20)$ 以上
		4方向カセット形 以外	3.6kW未満	5.1 以上
			3.6kW以上 10.0kW未満	$5.1-0.083 \times (A-3.6)$ 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$5.1-0.10 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	$4.3-0.050 \times (A-20)$ 以上
	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個 別制御するもの) ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機 に2以上の室内機を接続するものをいう。		10.0kW未満	5.7 以上
			10.0kW以上 20.0kW未満	$5.7-0.11 \times (A-10)$ 以上
			20.0kW以上 40.0kW未満	$5.7-0.065 \times (A-20)$ 以上
			40.0kW以上 50.4kW以下	$4.8-0.040 \times (A-40)$ 以上
	設備用 (室内機が床置きでダク ト接続形のものと及びこれ に類するもの) ※「ダクト接続形のものと」は、 吹き出し口にダクトを接続す るものをいう。	直吹き形	20kW未満	4.9 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	4.9 以上
		ダクト形	20kW未満	4.7 以上
			20.0kW以上 28.0kW以下	4.7 以上

<備考>

1. 基準値の計算式にある「A」は冷房能力(単位 キロワット)を表す。
2. 寒冷地仕様については、性能区分毎の基準エネルギー消費効率に係数(店舗用: 0.8、ビル用: 0.7、設備用: 0.7)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。

その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。

■その他注意事項

- ・ APF2006が基準値を満たしていること。
- ・ 室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
- ・ 水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- ・ 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準を満たすこと。

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

➤ 対象設備の基準値(2/2)

(つづき)

種別	性能区分	基準値
2-2.チリングユニット	空冷式 ※1	3.0 以上 ※1
	水冷式 ※2	3.3 以上 ※2

<備考>
※1 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。
※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。

- その他の注意事項
- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
 - 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

種別	性能区分	基準値
2-3.ターボ冷凍機	-	5.0以上 ※

<備考>
※ 空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る。

- その他の注意事項
- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
 - 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

③産業ヒートポンプ

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
3-1.高温水ヒートポンプ	産業ヒートポンプ本体、給水タンク、送水ポンプ(給水用)、送水ポンプ(熱源水用)、熱回収熱交換器、循環タンク、循環ポンプ、高調波対策盤(コンバータ盤)、防振架台、架台
3-2.循環加温ヒートポンプ	
3-3.熱風ヒートポンプ	
3-4.蒸気発生ヒートポンプ	
3-5.施設園芸用ヒートポンプ	室外機、室内機、リモコン、架台、防雪フード、凍結防止ヒーター、ハイブリッド制御盤

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分		基準値
			COP
3-1.高温水ヒートポンプ ※1	加熱能力 100kW未満	温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 15℃	2.62 以上
		温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 30℃	3.35 以上
		温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 45℃	3.49 以上
	加熱能力 100kW以上	温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 15℃	2.70 以上
		温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 30℃	3.39 以上
		温水出口温度 65℃、 熱源水入口温度 45℃	4.56 以上
		温水出口温度 90℃、 熱源水入口温度 15℃	2.69 以上
		温水出口温度 90℃、 熱源水入口温度 30℃	3.15 以上
		温水出口温度 90℃、 熱源水入口温度 45℃	3.09 以上
3-2.循環加温ヒートポンプ ※2	吸込空気温度を冬期:7℃、中間期 16℃、夏期25℃、 温水出口温度 65℃の平均値		2.66 以上
3-3.熱風ヒートポンプ	水熱源方式 ※3	空気入口温度:20℃、熱風供給 温度 100℃、熱源水入口温度 30℃、熱源水出口温度25℃	3.44 以上
	空気熱源方式 ※4	空気入口温度:20℃、熱風供給 温度 80℃、外気温度:25℃、外 気相対湿度:70%	3.50 以上
3-4.蒸気発生ヒートポンプ ※5	蒸気供給温度 120℃、熱源水入口温度 65℃		3.53 以上
	蒸気供給温度 150℃、熱源水入口温度 90℃		3.00 以上
	蒸気供給温度 165℃、熱源水入口温度 70℃		2.46 以上
3-5.施設園芸用ヒートポンプ ※6	空冷式(直膨式に限る)		3.00 以上

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

(つづき)

<備考>

- ※1 下水熱や工場排水等の未利用熱を熱源水として活用するヒートポンプであり、水等の二次媒体を加熱する熱源機のうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が上記の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、温水出口温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて表内の通り設定することを前提条件とする。
- ※2 循環する水等の二次媒体を加熱する熱源機であり、ヒートポンプ方式のものうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が2.66 以上であるもの。なお、算出に当たっては、吸込空気温度を冬期 7℃、中間期 16℃、夏期 25℃、温水出口温度を65℃とすることを前提条件とし、それぞれの季節の平均値を取る。
- ※3 高温の熱風を発生させる装置であり、自然冷媒を用いたヒートポンプ方式のものうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が、3.44 以上であるもの。なお、算出に当たっては、空気入口温度 20℃、熱風供給温度 100℃、熱源水入口温度 30℃、熱源水出口温度 25℃を前提条件とする。
- ※4 高温の熱風を発生させる装置であり、ヒートポンプ方式のものうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が、3.50以上であるもの。なお、算出に当たっては、空気入口温度 20℃、熱風供給温度 80℃、外気温度 25℃、外気相対湿度 70%を前提条件とする。
- ※5 蒸気を発生させる装置であり、ヒートポンプ方式のものうち、定格能力を定格消費電力で除して算出した数値が上記の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、蒸気供給温度、熱源水入口温度を使用条件に応じて表内の通り設定することを前提条件とする。
- ※6 施設園芸用途仕様(温度範囲:設定温度が10～25℃の範囲を含み、室内機が耐湿性、耐候性を有している)を備えた空冷式のもの。COPは標準条件と低温条件の平均で加味するが、計温条件のみの暖房COPでも代用できるものとする。なお、室内機の送風機が圧力型の場合、暖房COPに0.2を加算できるものとする。

■その他注意事項

- ・ 基準値達成確認のため、性能区分の温度条件で計算したCOPが記載された製品カタログや仕様書を必ず添付すること。

④業務用給湯器

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
4.業務用ヒートポンプ給湯器	ヒートポンプユニット、リモコン、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)、搬送・循環ポンプ、高調波対策盤(高効率コンバータ盤)、センサ配線セット、入水管セット(タンクとの接続)、設置台、再加熱ヒートポンプ

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
4.業務用ヒートポンプ給湯器 ※1	-	3.0以上 ※1

<備考>

- ※1 高効率ヒートポンプ式給湯機(業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る。)

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

⑤高性能ボイラ

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
5-1.蒸気ボイラ	ボイラ本体（給水ポンプ、制御盤、主蒸気弁、安全弁、給水弁、ブロー弁を含む）、給水・給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）、循環ポンプ、水処理装置（薬注装置・軟水装置等）、台数制御装置、ドレン回収装置、給水加温ヒートポンプ
5-2.温水ボイラ	ボイラ本体（循環ポンプ、制御盤、給水弁、熱交換器、真空ポンプを含む）、給水・給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）、循環ポンプ、水処理装置（薬注装置・軟水装置等）、台数制御装置、給水加温ヒートポンプ

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分	基準値
		ボイラ効率
5-1.蒸気ボイラ ※1	-	95%以上 ※1
5-2.温水ボイラ ※2	-	95%以上 ※2

＜備考＞

- ※1 電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ ― 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上であること。
- ※2 電気を熱源として、水を加熱して温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ ― 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上であること。又は、JIS B 8417真空式温水発生機とJIS B 8418無圧式温水発生機における熱効率の算定方式の入出熱法に準じて算出された熱効率が95%以上であること。

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

⑥低炭素工業炉

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
6-1.抵抗加熱式	炉体(外枠、断熱材含む)、加熱発熱体、専用電源
6-2.誘導加熱式	炉体(外枠、断熱材含む)、誘導加熱装置、専用電源、専用変電設備、整合盤(マッチングトランス含む)、冷却設備

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分		基準値
			炉効率 ※
6-1.抵抗加熱式	加熱炉	連続式	60% 以上
		バッチ式	50% 以上
	熱処理炉	連続式	30% 以上
		バッチ式	20% 以上
6-2.誘導加熱式	溶解炉	バッチ式	60% 以上
	加熱炉	連続式	60% 以上
		バッチ式	45% 以上
	熱処理炉	バッチ式	40% 以上
	溶解炉	バッチ式	60% 以上

＜備考＞
※ 炉効率は、被加熱物の持ち去る熱量(含熱量) ÷ 総投入熱量×100 から算出する。但し循環熱は投入熱量から除く。

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

⑦変圧器

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
7-1.油入変圧器	変圧器本体
7-2.モールド変圧器	

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分			基準値
				エネルギー消費効率
7-1.油入変圧器 ※絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	$11.2 \times S^{0.732}$ 以下
		60Hz	500kVA以下	$11.1 \times S^{0.725}$ 以下
	三相	50Hz	500kVA以下	$16.6 \times S^{0.696}$ 以下
			500kVA超	$11.1 \times S^{0.809}$ 以下
		60Hz	500kVA以下	$17.3 \times S^{0.678}$ 以下
			500kVA超	$11.7 \times S^{0.790}$ 以下
7-2.モールド変圧器 ※樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。	単相	50Hz	500kVA以下	$16.9 \times S^{0.674}$ 以下
		60Hz	500kVA以下	$15.2 \times S^{0.691}$ 以下
	三相	50Hz	500kVA以下	$23.9 \times S^{0.659}$ 以下
			500kVA超	$22.7 \times S^{0.718}$ 以下
		60Hz	500kVA以下	$22.3 \times S^{0.674}$ 以下
			500kVA超	$19.4 \times S^{0.737}$ 以下

＜備考＞

1. 定格一次電圧が600Vを超え、7,000V以下のものであって、かつ、交流の回路を使用する変圧器。ただし、以下のものを除く。
①絶縁材料としてガスを使用するもの、②H種絶縁材料を使用するもの、③スコット結線変圧器、④3以上の巻線を有するもの、⑤柱上変圧器、⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの、⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2,000kVAを超えるもの、⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの、⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの、⑩風冷式又は水冷式のもの。
2. エネルギー消費効率については、JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する測定方法により測定した無負荷損(W)及び負荷損(W)から得られる全損失(W)とする。
3. JIS C 4304 及びJIS C 4306 に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、表内の区分ごとに油入変圧器は1.10を、モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乗じた値を目標基準値とする。
4. エネルギー消費効率の計算式にある「S」は定格容量(単位 キロボルトアンペア)を表す。

その他、詳細はトップランナー制度「変圧器 目標年度が2014年度以降の各年度のものの」に準ずる。

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

⑧冷凍冷蔵設備

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
8-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫・冷凍冷蔵庫本体
8-2.電気冷凍庫	冷凍庫本体
8-3.冷凍機内蔵形ショーケース	ショーケース本体
8-4.コンデンシングユニット	コンデンシングユニット本体(圧縮ユニット、リモートコンデンサ含む)、 冷凍機別置型ショーケース、クーリングコイル(ユニットクーラ)
8-5.冷凍冷蔵ユニット	クーリングユニット本体(庫外ユニット、庫内ユニット、コントローラ含む)

＜備考＞

1. 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。
2. コンデンシングユニット本体の更新を伴わない、冷凍機別置型ショーケースもしくは付帯設備のみの更新は補助対象外とする。

➤ 対象設備の基準値(1／3)

種別	性能区分			基準値
				2016年省エネ基準達成率
8-1.電気冷蔵庫	冷蔵庫	縦型 ※1	インバータ制御 電動機有	100%以上
			インバータ制御 電動機無	100%以上
		横型 ※2		100%以上
	冷凍冷蔵庫	縦型		100%以上
		横型		100%以上
	8-2.電気冷凍庫	縦型		
横型			100%以上	
チェストフリーザー ※3			100%以上	
冷凍ストッカー ※4			100%以上	

＜備考＞

- ※1 「縦型」とは、JIS B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位 ミリメートル)が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。
- ※2 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000 ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。
- ※3 「チェストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。
- ※4 「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。

その他、詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷蔵庫】」、「電気冷凍庫 目標年度 が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

⑧冷凍冷蔵設備

➤ 対象設備の基準値(2／3)

種別	性能区分						基準値
	外気の遮断	形状	温度帯		冷却方式	扉の形態	2020年省エネ基準達成率
8-3.冷凍機内蔵形ショーケース	クローズドタイプ	箱形	冷蔵		冷気強制循環形	スイング※3 スライド※4	100%以上
		四面・五面ガラス式				スイング※3	100%以上
							100%以上
		リーチイン (冷凍機が下置きのもの)				スライド※4	100%以上
			スイング※3	100%以上			
		ガラス トップ式	冷凍	冷気自然対流形	スライド※4	100%以上	
				冷気強制循環形		100%以上	
		オープンタイプ	多段形 (天井吹出形) (薄形)※1	冷蔵	中温	冷気強制循環形	/
	高温				100%以上		
	低温		100%以上				
	平形 (片面)※2		冷凍	中温	100%以上		
				低温	100%以上		
中温				100%以上			

<備考>
※1「薄形」とは、JIS B8631—1(2011)に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)が800ミリメートル未満のものをいう。
※2「片面」とは、JIS B8631—1(2011)に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。
※3「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回動させて開閉する扉の形態をいう。
※4「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

その他、詳細はトップランナー制度「ショーケース(目標年度が2020年度以降の各年度のものの)」に準ずる。

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

⑧冷凍冷蔵設備

➤ 対象設備の基準値(3／3)

種別	性能区分	基準値
	蒸発温度/庫内温度 ※2	成績係数 ※3
8-4.コンデンシングユニット ※1	蒸発温度 -10℃	1.33以上
	蒸発温度 -40℃	0.57以上
8-5.冷凍冷蔵ユニット ※1	庫内温度 5℃	1.23以上
	庫内温度 0℃	1.17以上
	庫内温度 -20℃	0.62以上
	庫内温度 -25℃	0.60以上

<備考>
※1 JIS B 8623:2002における試験方法で規定もしくは測定された、容積形圧縮機と水冷式又は空冷式(リモート式を含む)凝縮器並びに受液器などの附属機器からなるコンデンシングユニット及び、コンデンシングユニットの派生製品である冷凍冷蔵ユニットで、インバーター方式又は、5段階以上の容量制御が可能であること。
※2 複数の性能区分に対応する設備の場合は、基準値を満たすいずれかの区分での申請であること。
※3 各蒸発温度(吸い込み圧力に対する飽和温度)又は庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出した数値。

別表1 「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」

⑨産業用モータ

➤ 対象範囲

種別	対象範囲
9-1.産業用モータ (産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機本体、高調波対策盤、インバータ制御盤

➤ 対象設備の基準値

種別	性能区分		基準値		
			2極	4極	6極
9-1.産業用モータ (産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機)	60Hz	0.75kW	77.0%	85.5%	82.5%
		1.1kW	84.0%	86.5%	87.5%
		1.5kW	85.5%	86.5%	88.5%
		2.2kW	86.5%	89.5%	89.5%
		3.7kW	88.5%	89.5%	89.5%
		5.5kW	89.5%	91.7%	91.0%
		7.5kW	90.2%	91.7%	91.0%
		11kW	91.0%	92.4%	91.7%
		15kW	91.0%	93.0%	91.7%
		18.5kW	91.7%	93.6%	93.0%
		22kW	91.7%	93.6%	93.0%
		30kW	92.4%	94.1%	94.1%
		37kW	93.0%	94.5%	94.1%
		45kW	93.6%	95.0%	94.5%
		55kW	93.6%	95.4%	94.5%
		75kW	94.1%	95.4%	95.0%
		90kW	95.0%	95.4%	95.0%
		110kW	95.0%	95.8%	95.8%
		150kW	95.4%	96.2%	95.8%
		185～375kW	95.8%	96.2%	95.8%
	50Hz	0.75kW	80.7%	82.5%	78.9%
		1.1kW	82.7%	84.1%	81.0%
		1.5kW	84.2%	85.3%	82.5%
		2.2kW	85.9%	86.7%	84.3%
		3kW	87.1%	87.7%	85.6%
		3.7kW	87.8%	88.4%	86.5%
		4kW	88.1%	88.6%	86.8%
		5.5kW	89.2%	89.6%	88.0%
		7.5kW	90.1%	90.4%	89.1%
		11kW	91.2%	91.4%	90.3%
		15kW	91.9%	92.1%	91.2%
		18.5kW	92.4%	92.6%	91.7%
		22kW	92.7%	93.0%	92.2%
		30kW	93.3%	93.6%	92.9%
		37kW	93.7%	93.9%	93.3%
		45kW	94.0%	94.2%	93.7%
		55kW	94.3%	94.6%	94.1%
		75kW	94.7%	95.0%	94.6%
		90kW	95.0%	95.2%	94.9%
		110kW	95.2%	95.4%	95.1%
		132kW	95.4%	95.6%	95.4%
		160kW	95.6%	95.8%	95.6%
		200～375kW	95.8%	96.0%	95.8%

＜備考＞

1. 基準値は、JIS C 4034-2-1に規定する方法により測定した数値を用い、出力(入力全損失)を入力(W)で除した数値(%)とする。
2. IECが定めたIE4(スーパープレミアム効率グレード)相当のモータは、基準を満たしている場合は対象とする。
3. 3定格(6定格)を含む場合の200V/60Hz(400V/60Hz)については、トップランナー基準を満たしていれば、IE3相当とみなし、補助対象とする。

その他、詳細はトップランナー制度「産業用モータ 目標年度が2015年度以降の各年度のもの」に準ずる。

5. 資料

平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金

資料1 日本標準産業分類

大分類		中分類	分類項目名	大分類		中分類	分類項目名
A	農業,林業	01	農業		卸売業,小売業 (続き)	53	建築材料,鉱物・金属材料等 卸売業
		02	林業			54	機械器具卸売業
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)			55	その他の卸売業
		04	水産養殖業			56	各種商品小売業
C	鉱業,採石業, 砂利採取業	05	鉱業,採石業,砂利採取業			57	織物・衣服・身の回り品小売業
						58	飲食料品小売業
D	建設業	06	総合工事業			59	機械器具小売業
		07	職別工事業(設備工事業を除く)			60	その他の小売業
		08	設備工事業			61	無店舗小売業
E	製造業	09	食料品製造業	J	金融業,保険業	62	銀行業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業			63	協同組織金融業
		11	繊維工業			64	貸金業,クレジットカード業等 非預金信用機関
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)			65	金融商品取引業,商品先物取引業
		13	家具・装備品製造業			66	補助的金融業等
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業			67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
		15	印刷・同関連業	K	不動産業,物品賃 貸業	68	不動産取引業
		16	化学工業			69	不動産賃貸業・管理業
		17	石油製品・石炭製品製造業			70	物品賃貸業
		18	プラスチック製品製造業	L	学術研究,専門・技 術サービス業	71	学術・開発研究機関
		19	ゴム製品製造業			72	専門サービス業(他に分類され ないもの)
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業			73	広告業
		21	窯業・土石製品製造業			74	技術サービス業(他に分類され ないもの)
		22	鉄鋼業	M	宿泊業,飲食サー ビス業	75	宿泊業
		23	非鉄金属製造業			76	飲食店
		24	金属製品製造業			77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		25	はん用機械器具製造業	N	生活関連サービス 業,娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		26	生産用機械器具製造業			79	その他の生活関連サービス業
		27	業務用機械器具製造業			80	娯楽業
		28	電子部品・デバイス・電子回路 製造業	O	教育,学習支援業	81	学校教育
		29	電気機械器具製造業			82	その他の教育,学習支援業
		30	情報通信機械器具製造業	P	医療,福祉	83	医療業
		31	輸送用機械器具製造業			84	保健衛生
		32	その他の製造業			85	社会保険・社会福祉・介護事業
F	電気・ガス・熱供 給・水道業	33	電気業	Q	複合サービス事業	86	郵便局
		34	ガス業			87	協同組合(他に分類されないもの)
		35	熱供給業	R	サービス業(他に 分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		36	水道業			89	自動車整備業
G	情報通信業	37	通信業			90	機械等修理業
		38	放送業			91	職業紹介・労働者派遣業
		39	情報サービス業			92	その他の事業サービス業
		40	インターネット附随サービス業			93	政治・経済・文化団体
		41	映像・音声・文字情報制作業			94	宗教
						95	その他のサービス業
H	運輸業,郵便業	42	鉄道業	S	公務(他に分類さ れるものを除く)	96	外国公務
		43	道路旅客運送業			97	国家公務
		44	道路貨物運送業			98	地方公務
		45	水運業				
		46	航空運輸業	T	分類不能の産業		
		47	倉庫業				
		48	運輸に附帯するサービス業				
		49	郵便業(信書便事業を含む)				
I	卸売業,小売業	50	各種商品卸売業			99	分類不能の産業
		51	繊維・衣服等卸売業				
		52	飲食料品卸売業				

————— 公募に関するお問い合わせ・相談・連絡窓口 —————

一般社団法人環境共創イニシアチブ
電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金
設備単位 お問い合わせ窓口

TEL:0570-055-122 (ナビダイヤル)

※ IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-4185

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

ホームページ:<https://sii.or.jp/>